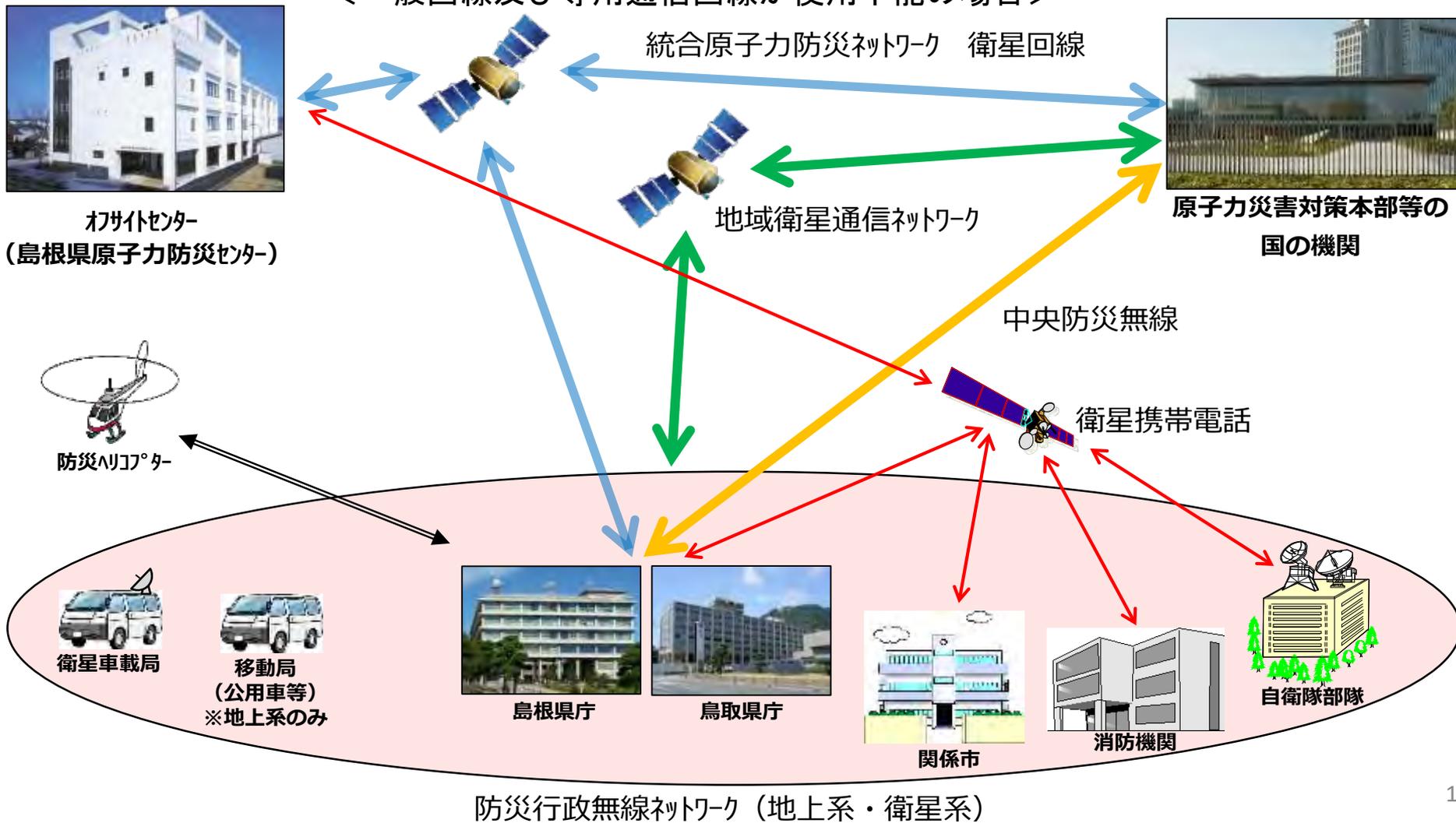


連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

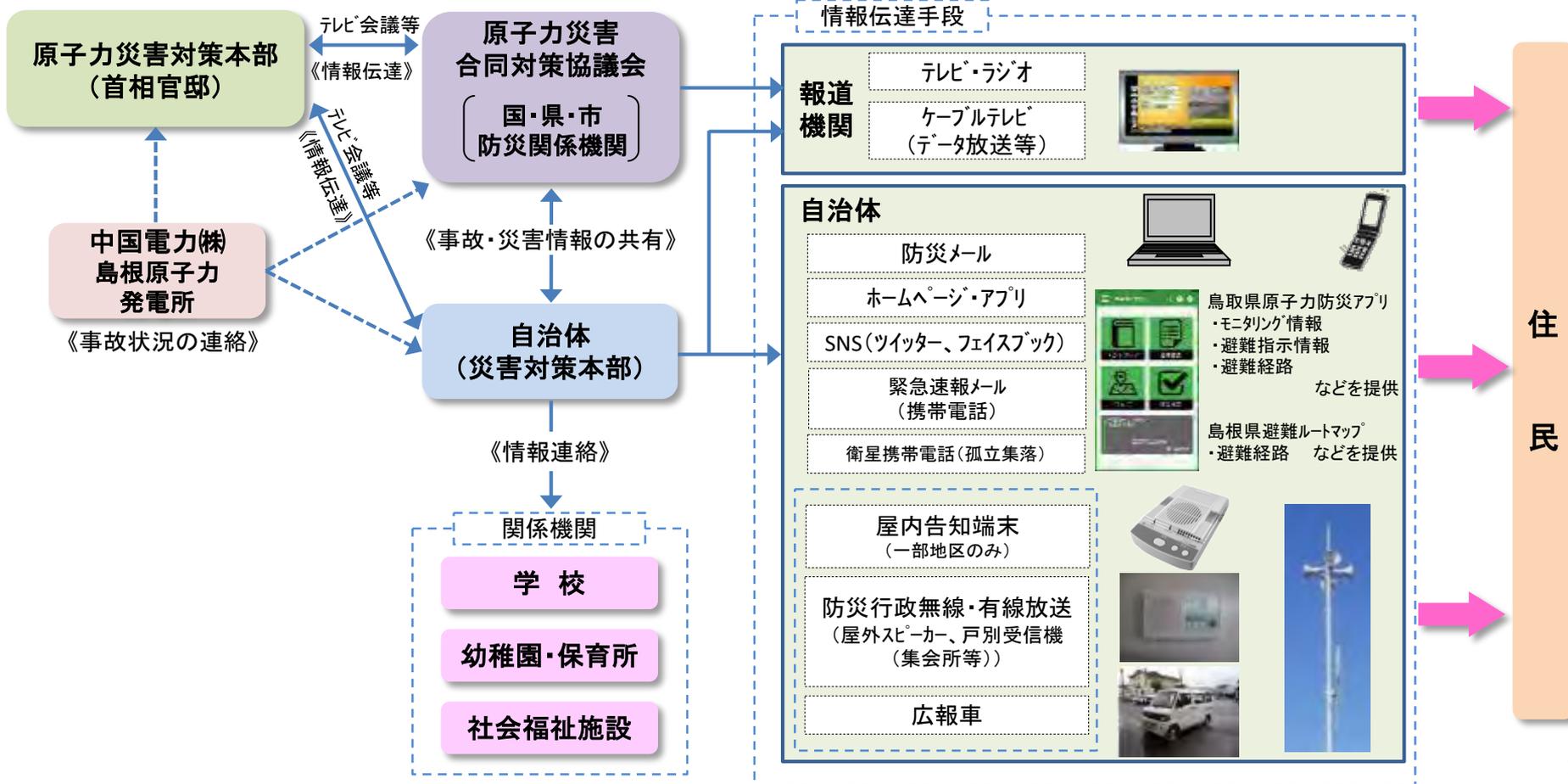
＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。
- 音声情報・文字情報を組み合わせ、障がい者、外国人、観光客等の要配慮者への情報伝達に配慮。

※ 災害時における報道・放送の要請に関する協定をNHK、民放、ケーブルテレビ、ラジオ放送及び新聞の各社と締結済み（島根県、鳥取県）



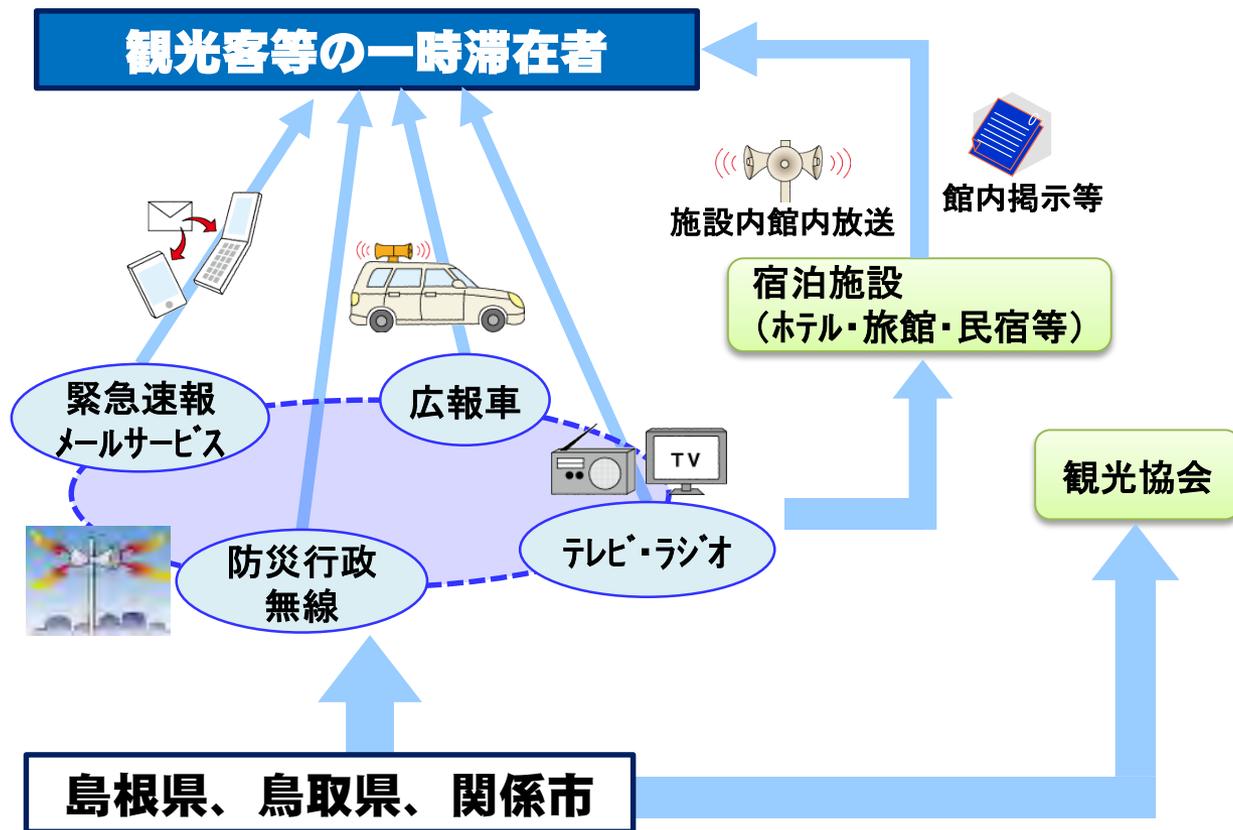
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 島根県、鳥取県及び関係市は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態以降で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 島根県、鳥取県及び関係市は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に情報を伝達(P18と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

2020/10/26 午前9:03
 ○○市からのお知らせです。島根原子力発電所は、先程の地震で警戒事態となっています。現在放射性物質は放出されていませんが、観光客等一時滞在者の皆さんは帰宅や建物内への退避をしてください。(○○市)

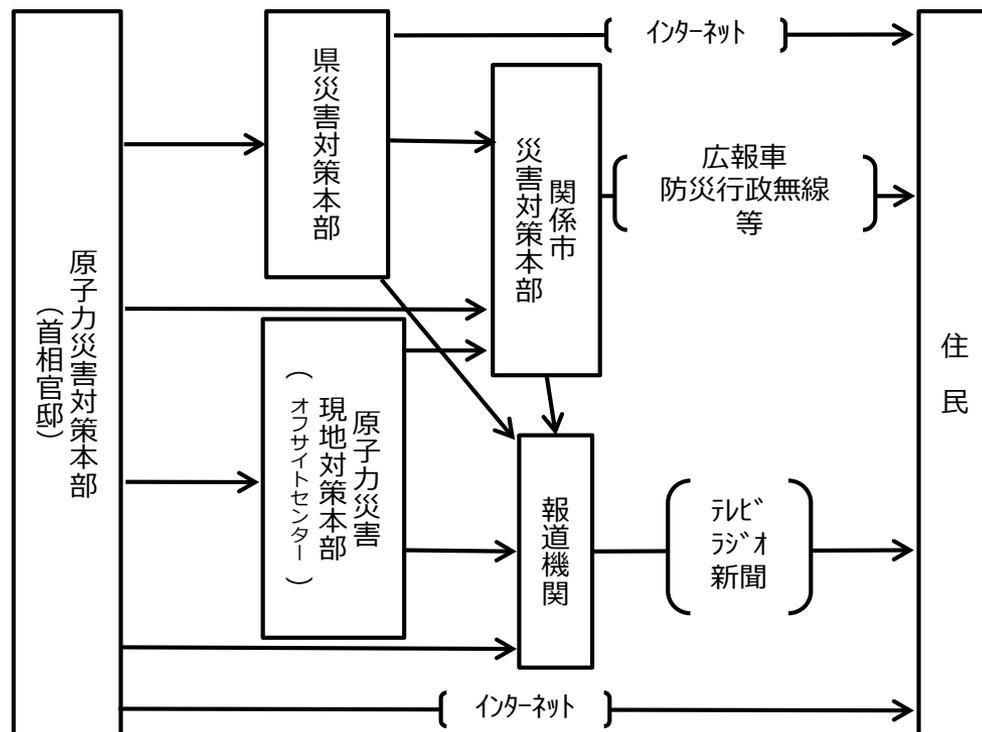


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、島根原子力防災センターに隣接する島根県職員会館において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、島根県・鳥取県及び関係市等による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等は、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、島根県・鳥取県及び関係市の問合せ対応を支援。

島根県・鳥取県及び関係市における対応

- 島根県・鳥取県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

原子力事業者(中国電力)における対応

- 原子力事業者(中国電力)は、原子力災害発生時、直ちに相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 事故の発生日時及び概要 | ⑤ 住民等がとるべき行動 |
| ② 事故の状況と今後の予測 | ⑥ 避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③ 原子力発電所における対応状況 | ⑦ 被災企業等への援助・助成措置 |
| ④ 行政機関の対応状況 | |



4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等について移動手段を確保し、緊急退避所への退避を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所及び避難先における避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の支所・地区災害対策本部を拠点に、地区単位のコミュニティも活用した情報伝達を実施。
- 支所・地区災害対策本部は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部はテレビ・ラジオ、ホームページ、緊急速報メールサービス等を、支所・地区災害対策本部は防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 支所・地区災害対策本部では、消防団、自治会、自主防災組織などの地域の防災組織と連携し、住民の避難の状況等の確認を実施。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、支所・地区災害対策本部等から実施。



- テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、防災行政無線等を活用し住民へ情報を伝達
- 防災行政無線戸別受信機や音声告知放送端末を市内各戸に設置
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各支所・地区災害対策本部が実施

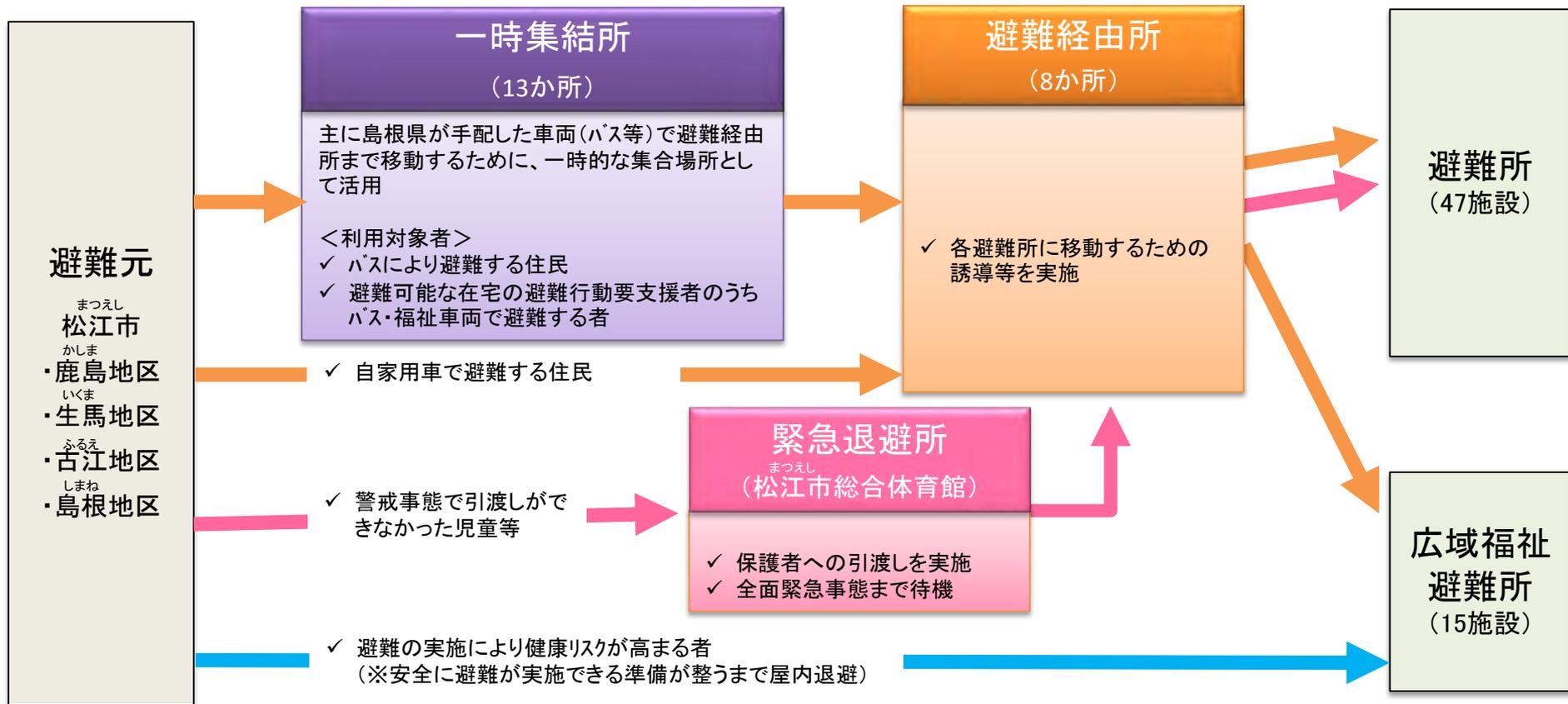


- 松江市災害対策本部、支所・地区災害対策本部及び各一時集結所間の情報共有は、防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等で実施



PAZ内における避難体制

- 警戒事態で、^{まつえし}松江市は、住民広報、一時集結所の開設準備を行い、島根県に対して避難用車両等の手配を依頼。また、島根県は避難経路所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、^{まつえし}松江市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難経路所を經由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、^{まつえし}松江市は、住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難経路所を經由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民は、一時集結所に集合し、その後、避難経路所を經由して避難先へ移動する。



PAZ内の学校・保育所等の児童等の避難

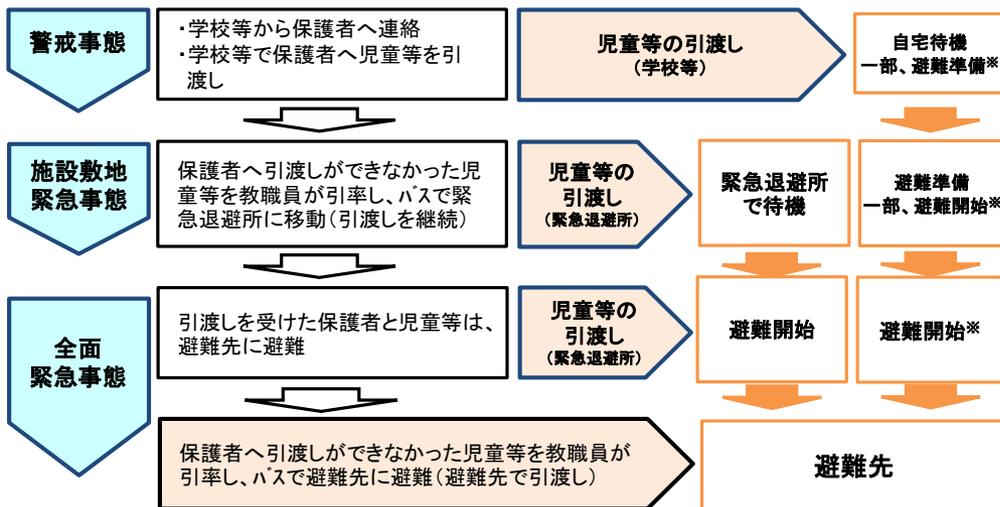
- PAZ内の学校・保育所等は、警戒事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、保護者への引渡しを継続するため、引渡し場所をPAZ外の緊急退避所に変更し、引渡しを継続。保護者は、避難の準備を整えた上で引渡しを受け、避難指示があるまで緊急退避所にて待機。
- 全面緊急事態に至った場合、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。
- PAZ内の全ての学校、幼稚園・保育所等において個別避難計画を策定済み。

区分	学校名	人数(人)	
		児童等	小計
保育所 (3施設)	恵曇(えとむ) 保育所	68	179
	御津(みつ) 保育所	49	
	マリン保育所	62	
幼稚園 (2施設)	佐太(さた) 幼稚園	8	20
	講武(こうぶ) 幼稚園	12	

※児童等の人数については、令和2年5月現在
(保育所のみ令和3年1月現在)

区分	学校名	人数(人)	
		児童等	小計
小学校 (4施設)	佐太(さた) 小学校	94	379
	恵曇(えとむ) 小学校	75	
	鹿島東(かしまひがし) 小学校	100	
	生馬(いくま) 小学校	110	
中学校(1施設)	鹿島(かしま) 中学校	123	123
特支等 (2施設)	松江(まつえ) 工業高等専門学校	1,080	1,112
	松江(まつえ) ろう学校	32	
12施設	合計	1,813	

職員数の合計は340人



※左のフローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者ととも避難開始。

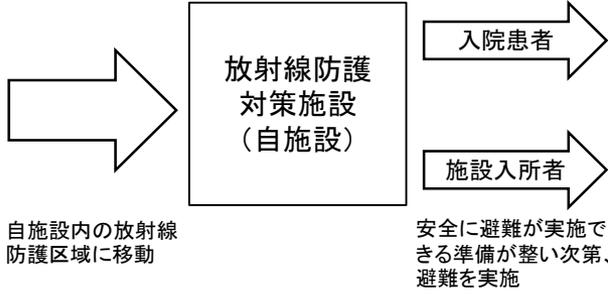
PAZ内の医療機関・社会福祉施設の入所者等の避難

- PAZ内の医療機関(1施設、定員177名)及び社会福祉施設(入所14施設、定員計374名)の全てについて、個別避難計画を策定済み。
- 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先を調整。
- 社会福祉施設については、島根県が^{おおだし}大田市や^{おくいずもちょう}奥出雲町の広域福祉避難所から避難先を調整。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。

<PAZ内15施設の入所者等の避難の考え方>

避難元施設			
<放射線防護対策施設>			
地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	病院	鹿島(かしま)病院	177
計 177人(職員数244人)			
地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	特別養護老人ホーム	あとむ苑(あとむえん)	50
ふるえ 古江	特別養護老人ホーム	あさひ乃苑(あさひのえん)	29
	障害者支援施設	四ツ葉園(よつばえん)	60
しまね 島根	特別養護老人ホーム	ゆうなぎ苑(ゆうなぎえん)	50
	障害者支援施設	はばたき	40
		松江(まつえ)学園	20
計 249人(職員数195人)			

避難の実施により健康リスクが高まる者
426人(職員439人)



支援者が同行することで避難可能な入所者数
125人(職員50人)

バス、福祉車両等で移動

地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	認知症対応型 共同生活介護	あとむ苑(あとむえん)	9
ふるえ 古江	グループホーム	たんぼぼの家	6
		第2たんぼぼの家	8
		第3たんぼぼの家	6
		たんぼぼ若葉(わかば)	20
しまね 島根	養護老人ホーム	慈光苑(じこうえん)	60
	グループホーム	しおかぜ	10
	ファミリーホーム	みしょう	6
計 125人(職員数50人)			

避難先施設(候補)

施設種別	施設名	受入見込数
病院	島根大学医学部附属病院、大田(おおだし)市立病院、済生会江津(ごうつ)総合病院 ほか	177
病院 計 177人		

避難元地区	避難先市町	施設名	受入見込数
かしま 鹿島 ふるえ 古江	おおだし 大田市	国立三瓶(さんべ)青少年交流の家 国民宿舎さんべ荘 温泉津(ゆのつ)保健センター 温泉津(ゆのつ)まちづくりセンター 仁摩(にま)保健センター 仁摩(にま)農村環境改善センター 静間(しずま)まちづくりセンター 五十猛(いそたけ)まちづくりセンター	776

避難元地区	避難先市町	施設名	受入見込数
しまね 島根	おくいずもちょう 奥出雲町	布勢(ふせ)コミュニティセンター 阿井(あい)コミュニティセンター 鳥上(とりかみ)コミュニティセンター 横田(よこた)コミュニティセンター 八川(やかわ)コミュニティセンター 馬木(まき)コミュニティセンター	556

広域福祉避難所 計 1,332人